

丹波並木道中央公園

質問 番号	箇所(頁)	質 問	回 答
1	管理水準書 P16 4. 清掃	サイクルステーションについて、管理水準書では清掃（1 回/日）のみが書かれていますが、これ以外にサイクルステーションを活用した事業などの指定はありませんか？	サイクルステーションについては、管理水準書で示すとおり清掃業務（1 回／日）の実施を求めているのみで、県から活用事業を指定するものではありません。活用に向けて幅広く提案を求めます。
2	管理水準書 P22～23	管理水準書の P22～23 の森林活動センター事業について、P23 の 9 行目、②利用促進事業及び収益事業の提案の部分の 2 項目で、「今後、間伐材を利用した製材が大量に生産されてくるため・・・」とありますが、公園で使用する物以外に伐採を進めるということでしょうか？また、公園での利用を超える製材または木材は販売等により収益としてもいいのでしょうか？	公園で使用する木材から伐採量を決めるのではなく、適正な樹林管理を行っていく上で、どの程度の伐採が必要であるのかを先ず検討していただくことになります。 公園での利用を超える製材や木材については販売収益を目的とすることは認めていませんが、その収益をその他収入で維持管理等に充当するなどすれば認められる可能性があります。
3	管理水準書 P5	生産林の管理についてですが、P5の（3） 樹林管理における留意事項のうち、生産林ゾーンの項目について、「搬出作業道も確保されているので」とありますが、育成間伐を行う上で、作業道は不十分であり搬出が困難な部分が増えつつあります。今後、作業道を整備される計画はあるのでしょうか？	生産林ゾーンの作業道については、既存の搬出路を維持管理しながら運用する方針です。現時点で新たな作業道の整備計画はありません。
4	その他	当公園には有料施設はありませんが、会議室などの施設を個別グループが利用する場合、夏季・冬季のエアコン使用に対して、電気料金程度を利用グループから徴収するのは可能でしょうか？	会議室の運用を利用促進事業に位置づけて経費を徴収することは考えられます。
5	資料集	利用促進や新たな利用層の開発の観点から、かやぶき民家の活用を検討したいが、他の体験プログラムと合わせて、体験宿泊（1 泊：セミの羽化観察会など）の利用は可能でしょうか？	体験イベント等で特別に宿泊の場として活用することは可能です。
6	募集要項 P3 3 上位計画について（3）「県立都市公園のあり方検討会」	県立都市公園のあり方検討会の提言では公園ごとの差異を積極的に許容するとあり、決められた仕組みやルールに固執することなく自然環境や社会情勢、現場の状況等に応じて柔軟に更新するとされています。 現在、並木道中央公園には他の公園にない製材施設を備えており、園内から生じる間伐材に限り製材を行っているところです。 そこで、今のルールではすることができない近隣の県立公園で生じる間伐材を製材することができれば、伐採した木を活用してワークショップを実施することで公園の活性化を図る方策のひとつとなり得る可能性を秘めており、近隣の公園間の交流を促し公園同士の魅力向上につながると考えます。 並木道中央公園の施設と近隣の公園から生じる伐採木の有効活用の観点から、当公園内の製材所で他の公園で伐採された木の製材を行うことは今後可能でしょうか？	近隣の公園から生じる伐採木を製材することで、丹波並木道中央公園にどのような効果が得られるかによりますので、検討の余地はあります。
7	資料集 P7 貸与備品一覧表	県より貸与されている、備品について経年劣化等のため更新が必要な物は更新していただけるのでしょうか。特に、乗用ロータリーモア(平成 23 年貸与)については、故障が多く、芝刈り、草刈り等の作業が計画通り進まず、景観の保持に支障が出る可能性があります。	県から貸与している備品については、経年劣化に応じて更新を行う方針です。 なお、募集要項 P6（2）②d に記載しているとおり、指定管理者が県と協議のうえ、指定管理業務遂行上必要なものとして購入することも可能です。その場合、所有権は、指定管理期間終了後、県に帰属することになります。
8	管理水準書 P12 第 2 節 定期点検 2.1 対象範囲（2）樹木	定期点検の 2.1 対象範囲(2)樹木点検の対象範囲を詳しく教えてください。	定期点検の樹木対象は、園内すべての樹木を対象とするものではなく、園路沿いや広場など倒木すると利用者に危害が及ぶ範囲となります。

9	管理水準書 P10 第 2 節 芝生 広場 2.1 適用範 囲 (1)適用範囲	芝生管理の適用範囲で、こもれび広場と書いてありま すが、現在その場所がありません。公園内のどの場所か 教えてください。	水準書に記載されている「こもれび広場」は、公 園パンフレットの中では「森の広場」を指します。
---	--	---	---